

第18回 定例総会議事録

1. 日 時	令和4年9月9日（金）午後2時30分招集
2. 場 所	市役所本庁舎8階 大会議室
3. 出席委員	
14名	1番 朝来野 清 2番 阿部 清 3番 大野 功二 4番 平山 孝行 5番 得丸 芳昭 6番 齊藤 耕一 7番 秋吉 和行 8番 加藤 隆生 9番 齊木 清範 10番 長尾 栄作 11番 脇 文夫 12番 筒井 昌一 13番 二宮 ナミ子 14番 中園 公雄
4. 欠席委員	
0名	なし
5. 事務局	
	事務局職員 4名
事務局	ただいまより第18回定例総会を始めさせていただきます。まず始めに朝来野会長からご挨拶をお願いいたします。
	(あいさつ)
事務局	それでは大分市農業委員会総会規則第3条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。
議長	それでは、第18回定例総会を開会いたします。 本日の出席者は14名、欠席者はありません。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定められている過半数を満たしています。 次に、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議長から指名させて頂いてよろしいでしょうか。

委員一同	異議なし
議長	それでは、議事録署名委員に7番 秋吉委員さん、13番 二宮委員さん、書記は事務局の今田さんをお願いします。
議長	まず、1ページ 第1号議案 農法第3条許可申請についてです。1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8番加藤委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田市民行政センターより南西へ約1kmの距離に点在した農地であり、1筆は議案には背丈ほどの草が生えていたとありますが、その後草刈りをして保全管理の状態となっています。1筆は膝丈程度の草が生えており、1筆はナス、ネギ、サツマイモ、エダマメ、マクワウリ、スイカ、1筆は農業用倉庫が建っている他にウメ、カキ、イチジク、1筆はトウガラシ、ナスが植えられており、1筆は水稻が栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は申請地において水稻、露地野菜を栽培予定です。農機具はトラクターを3台、コンバイン、田植機、軽トラックを各2台所有、耕運機を1台導入予定です。なお、契約成立後の経営面積は約324a となります。地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ2ページ 1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。

9番齊木委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立吉野小学校より北西へ約650mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理された状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において露地野菜、クリを栽培予定です。農機具はトラクターを1台、耕運機を2台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約187a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ2番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会で意見を報告してください。</p>
10番長尾委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立判田中学校より北西へ約350mに位置した市街化区域内の農地であり、現地は水稻が栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具はトラクター、耕運機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約82a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ3ページ 1番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告</p>

	と地区審議会での意見を報告してください。
4番平山委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立神崎中学校より北西へ約1.6 kmの距離に位置した農地であり、現地は保全管理の状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において露地野菜を栽培予定です。農機具は耕運機を1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約49a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ4ページ 農地法第4条許可申請 1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8番加藤委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田市民行政センターの北東約780mに位置する農地であり、現地は既に貸駐車場用地として利用されていました。転用者の状況です。本申請は貸駐車場用地として利用するものであるが、既に転用済みのため、始末書提出済みです。農地区分です。申請地は水管、下水管が埋設されている道路の沿道であって、500m以内に2以上の教育施設、医療施設がある農地であるため第3種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。

委員一同	ありません。
議長	なければ5ページ 農地法第5条許可申請 1番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
6番齊藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野津原市民センターの北東約630mに位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、一般住宅として利用するものです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他2種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ6ページ 1番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
12番筒井委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市東消防署松岡出張所の東約350mに位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、解体工事業等を営む法人が資材置場及び駐車場用地として利用するものです。農地区分です。申請地は農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他2種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>

議長	これまでの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、1号議案について、採決します。 第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、第1号議案について、農地法第3条許可申請は許可することとし、農地法第4条及び第5条許可申請は許可相当とします。 次に7ページ 第2号議案 農業経営基盤強化促進法第15条第4項に基づく農用地利用集積計画の策定要請について審議します。 1番 基盤強化法での所有権移転について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
7番秋吉委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、今市連絡所より南西へ約1.9kmの距離に位置した農地であり、1筆は利用されていない鶏舎が建っており、その他は保全管理されていました。所有権移転を受ける者の経営状況・営農計画です。譲受人は認定農業者で、申請地の1筆の鶏舎は畜産のための農業用倉庫として利用し、その他では牧草を栽培予定です。農機具は、2tトラック、トラクターを各2台、軽トラック、スキットローダー、ロールベアラー、ラッピングマシン、レーキを各1台所有しています。所有権移転後の経営面積は約1,000a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。

10番長尾委員	1筆は雑種地となっておりますが、この案件に含めるのですか。
事務局	現在は鶏舎が建っていますが、今後畜舎もしくは農業利用をするとのことで、農業経営基盤強化促進法による所有権移転をしたいとの申し出がありました。今後、農業用施設として利用するとのことですので、農地としての所有権移転となります。
議長	他になければ、8ページ 利用権設定 1番について、大分地区の案件ですので、私から報告します。
議長	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、JR 滝尾駅より南東へ約650mの距離に位置した農地であり、現地は膝丈程度の雑草が生え、一部にハウス、農業用倉庫がたっていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規就農の認定農業者で、申請地ではニラを栽培予定です。農機具はトラクター、施肥機を各2台、管理機、草刈機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約15a となります。 地区審議会で審議していただいたところ、すべての項目で問題なく承認相当であるとの意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、次の9ページからは再設定ですので、説明は事務局からお願いします。
事務局	まず9ページ 1番、植田・野津原地区です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。これまで10年間の賃借権での設定で、5年間の賃借権に変更しての再設定です。

議長	<p>2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現在と同内容での権利設定です。借受人が81歳ですが、50歳の息子さんが一緒に農作業に従事するとのことでした。</p> <p>次に10ページ 1番、大南地区です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現在2年間での権利設定ですが、5年間に変更しての再設定です。</p> <p>2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現在1年間の権利設定ですが、5年に延長しての再設定です。</p> <p>3番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現在2年間での権利設定ですが、5年間に延長しての再設定です。</p> <p>次は11ページ 4番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現在1年間での権利設定ですが、5年間に延長しての再設定です。</p> <p>5番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現在1年間の権利設定ですが、5年間に延長しての再設定です。</p> <p>6番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。賃借権5年間での再設定です。</p> <p>続きまして12ページ 7番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現在2年間での権利設定ですが、5年間に延長しての再設定です。</p> <p>続きまして13ページ 1番、大分・鶴崎地区です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現在5年間での権利設定ですが、10年間に延長しての再設定です。</p> <p>2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。こちらも5年間から権利設定10年間に延長しての再設定です。</p> <p>それぞれの案件について、各地区審議会で審議していただいたところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p> <p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
----	---

7番秋吉委員	<p>再設定については、今後は中間管理事業での設定に移行すると国の方針も示されているかと思いますが、今案件は法人ですが中間管理事業での設定ではないのはどのような理由でしょうか。</p>
事務局	<p>今回、再設定の案内の通知には中間管理事業のチラシを同封して送付していますが、申請者がこれまでと同様の利用権設定を希望する場合には無理にお勧めはしていません。しかしながら2者間での設定ではなく、間に中間管理機構を挟むことで、耕作者が耕作困難になったときでも中間管理機構が新しい耕作者を探し配分することによって、農地を荒らすことなく次の耕作者へ引き継ぐことができますので、事務局としても可能な限り中間管理機構への移行を進めていきたいと思えます。委員さん方にも相談があった場合には中間管理機事業への移行を念頭に置いた対応をお願いしたいと思えます。</p> <p>また改正農業基盤強化促進法が施行されたのち2年間の猶予はありますが、今後は相対での利用権設定ができなくなりますので、チラシを入れるだけではなく、この2年間に周知を進めていきたいとも考えています。</p> <p>それに加え、「人・農地プラン」今後は「地域計画」に名称が変わりますが、今後設定する場合には、まずこの土地に対してはどこに貸しますといった計画をたて、その計画に基づいた設定をしていくこととなります。計画にない配分先の場合は権利設定が出来なくなりますし、計画にない法人、人が配分先になる場合は計画変更し、変更した計画に基づいた設定をしていくこととなります。「地域計画」という制度の詳細についてはまだ決定していない部分もあり、詳細が決まりましたら委員さん方にもご説明したいと思えますので、その後地域の方々への周知をお願いしたいと思えます。</p>
議長	<p>他になければ、第2号議案について採決します。</p> <p>第2号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

	(全員挙手)
議長	<p>全員賛成ですので、第2号議案は承認します。</p> <p>次に、14ページ 第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成のための審議を行います。1番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
6番齊藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野津原市民センターより東に約300mの距離に位置した農地であり、現地はサトイモ、オクラ、ナス、ジキュウリが植えられていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は申請地では野菜を栽培予定です。農機具はトラクター、コンバイン、バインダー、田植機を各1台、草刈機を2台所有しています。利用権設定後の経営面積は約81a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ2番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
6番齊藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野津原市民センターより東に約300mの距離に位置した農地であり、現地はサトイモ、ナス、サツマイモが植えられていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地では野菜を栽培予定です。農機具は草刈機を2台、トラクターを1台</p>

	<p>所有しています。利用権設定後の経営面積は約29a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ15ページ 3番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会で意見を報告してください。</p>
8番加藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田市民行政センターより南東へ約600mの距離に位置した農地であり、現地は水稻が栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は草刈機を3台、トラクター、コンバインを各2台1.25 tトラック、軽トラック、田植機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約55a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、つぎの16ページからは再設定ですので、説明は事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>16ページ 植田・野津原地区 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現在3年間の権利設定ですが、5年に延長し</p>

	<p>での再設定です。</p> <p>2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現在と同内容の再設定です。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、次の3番は齊藤副会長さんの案件ですので、齊藤副会長さんは一旦、退室をお願いします。</p> <p>(齊藤副会長退室)</p>
議長	<p>では、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現在と同内容での再設定です。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、16ページ 3番について採決します。</p> <p>本件について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、16ページ 3番は承認します。</p> <p>では、齊藤副会長さんは着席をお願いします。</p>

	<p>(齊藤副会長着席)</p>
議長	<p>では引き続き事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>16ページ 4番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現在10年間の設定ですが、5年に切り替えての再設定です。</p> <p>17ページからは大南地区の案件です。</p> <p>1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現在と同内容です再設定です。</p> <p>2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。こちらも現在の3年間の権利設定と同内容での再設定です。</p> <p>18ページ 3番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現在1年間の権利設定と同内容での再設定です。</p> <p>4番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。こちらも、現在1年間の権利設定と同内容での再設定です。</p> <p>5番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現在5年間の権利設定ですが、同内容での再設定です。</p> <p>19ページからは、大分・鶴崎地区の案件です。</p> <p>1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現在3年間の権利設定と同内容での再設定です。</p> <p>2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現在2年間の権利設定ですが、同内容での再設定です。</p> <p>3番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現在5年間の権利設定ですが、同内容での再設定です。</p> <p>4番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。こちらも現在の5年間と同内容での再設定です。</p> <p>20ページです。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。こちらも現在の5年間と同内容での再設定です。</p> <p>それぞれの案件について、各地区審議会で審議していただいたところ、</p>

	承認相当との意見でした。
議長	これまでの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、採決した16ページ 3番を除く 第3号議案について採決します。 第3号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、第3号議案は承認します。 次に、21ページ 第4号議案 非農地証明願 1番について、事務局より報告してください。
事務局	21ページ 1番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は、1965年頃から耕作放棄により原野化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、大分市立植田小学校より西へ約400mに位置した農地であり、現地は原野化していました。地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ2番について、事務局より報告してください。
事務局	土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は、2018年

	<p>頃より農道として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、大分市立田尻小学校より西へ約780mに位置した農地であり、現地は農道として利用されていました。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ22ページ 1番について、事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>22ページ 大南地区の1番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は1985年頃より県道にとりこまれたことによる法面及び原野化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、JR中判田駅より南東へ約660mに位置した農地であり、現地は県道の法面にとりこまれており、法面上の一部についても原野化しており、農地として復元しても継続して利用することが困難であると見込まれます。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ2番について、事務局より報告してください。</p>
委員一同	<p>土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は1980年頃より宅地として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、大分県立大分南高等学校より南西へ約350mの距離に位置した農地</p>

	<p>であり、現地は宅地として利用されてきました。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ23ページ 1番について、事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は1970年頃より山林化及び宅地として利用しているとのこと。現地調査報告です。申請地は、JR 幸崎駅より南西へ約850mに位置した農地であり、現地は山林化及び宅地として利用されてきました。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、第4号議案について採決します。</p> <p>第4号議案について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第4号議案は非農地決定します。</p> <p>次に、24ページ 第5号議案 農業振興地域整備計画の変更に係る農地転用計画事前協議 1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告</p>

	と地区審議会での意見を報告してください。
11番協委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立賀来小中学校の北西約1.4kmに位置する農地であり、現地は保全管理及び駐車場用地として利用されていました。転用者の状況です。本申請は、分家住宅として利用するものです。現状、駐車場用地として違反転用されているが農地転用許可申請までに是正予定です。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農振解除後は第1種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ25ページ 2番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8番加藤委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立横瀬小学校より北東約360mに位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、高齢者向け介護施設を運営する法人が有料老人ホーム、デイサービス、ヘルパーステーションとして利用するものです。農地区分です。申請地は農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、農振解除後は、その他2種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。
議長	これまでの報告について、質問・意見はありませんか。

委員一同	ありません。
議長	なければ、第5号議案について採決します。 第5号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、第5号議案は承認します。 次に、26ページ 第6号議案空き家に付属した農地指定について審議します。 1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
11番協委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地の状況です。申請地は、大分大学医学部附属病院より南東へ約300mの距離に位置した農地であり、現地は腰高程度の雑草が生えていました。また今後、由布市挾間町在住の所有者による維持管理も見込めない状態でした。 地区審議会で審議したところ、指定相当であるとの意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ27ページ 1番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
3番大野委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地の状況です。申請地は、大分県立大分東高等学校より東に約500mの距離に位置した農地であり、現地は、一部は耕起されており、その他は耕作の用

	<p>に供されていない状態でした。また今後、市尾在住の所有者による維持管理も見込めない状態でした。</p> <p>地区審議会で審議したところ、指定相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、第6号議案について採決します。</p> <p>第6号議案について、指定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第6号議案は空き家に付属した農地に指定します。</p> <p>次の、28ページからの第7号議案 報告事項について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>28ページから30ページです。農地法第3条の3届出で、相続により農地を取得したという届出が合計で9件出ています。次は31ページ、32ページです。農地法第4条第1項第8号届出で、市街化区域内の農地において、所有者自身が転用する届出が合計で5件出てきます。次に33ページから36ページです。農地法第5条第1項第7号の届出で、市街化区域内農地において権利移動をともなう転用の届出が合計で34件出ています。最後は37ページ、38ページです。農地法第18条第6項通知で、双方合意での解約の届出が合計で4件出ています。以上です。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>

議長	なければ、その他協議事項について事務局からお願いします。
事務局	ありません。
議長	なければ、以上で定例総会に提出されている議案はすべて終了しました。その他で、何かありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、これで第18回定例総会を閉会します。